

雇児発第 0530007 号
平成 14 年 5 月 30 日
〔一部改正〕平成 19 年 3 月 29 日 雇児発第 0329005 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び
同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

第 1 趣 旨

婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。

第 2 対象施設等

- 1 婦人相談所一時保護所
- 2 婦人保護施設

婦人保護施設において、この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施に係る指定の申請を行うこととし、都道府県知事は次により各年度ごとに指定するものとする。

- ① 「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成 14 年 3 月 27 日厚生労働省令 49 号）が遵守されており、かつ法人及び施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- ② 配偶者からの暴力等の理由により、心理療法が必要と婦人相談所長が認

めた被害女性及びその同伴する家族等が合計10名以上いること。

- ③ 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。

都道府県民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2及び3により、当局家庭福祉課まで報告すること。

なお、指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記②を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

第3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

第4 対象者

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「配偶者暴力防止法」とする。）第3条第3項第3号による一時保護を受ける被害女性及びその同伴する家族等
- 2 配偶者暴力防止法第5条による保護を受ける被害女性及びその同伴する家族等

第5 業務内容

- 1 婦人相談所一時保護所に配置される心理療法担当職員
 - ① 心理面接
 - ② 心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助
 - ③ 婦人相談所職員等への助言
 - ④ 心理療法等
- 2 婦人保護施設に配置される心理療法担当職員
 - ① 心理面接
 - ② 心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助
 - ③ 心理療法
 - ④ 婦人保護施設職員等への助言等

第6 事業の実施にかかる留意事項

- 1 婦人相談所一時保護所
 - ① 心理療法を担当する職員を1名配置すること。
 - ② 配偶者からの暴力被害女性等の一時保護を委託して行う場合は、当該職員が委託先を訪問する等により、配偶者からの暴力被害女性等に対して業務を行うこと。

- ③ 事業は、年間を通しておおむね各週 5 日程度実施するものとする。
- ④ 心理療法を担当する職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。
- ⑤ 同伴する児童に対して心理療法を実施するにあたっては、児童相談所との連携に努めること。

2 婦人保護施設

- ① 別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たし、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に心理療法を担当する職員を 1 名配置するものとする。
- ② 婦人相談所一時保護所を併設しているか否かを問わず心理学的指導体制を確保することとする。なお、心理療法を担当する職員は常勤職員であることが望ましいが、経過措置として、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する常勤的非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間等を満たす場合を含む。）又は非常勤職員でも可とする。
- ③ 事業は、年間を通しておおむね各週 5 日程度実施するものとする。
- ④ 心理療法を担当する職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。
- ⑤ 同伴する児童に対して心理療法を実施するにあたっては、児童相談所との連携に努めること。

第 7 経費

この心理療法担当職員の配置のための経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。